

湯沢町克雪すまいづくり支援事業補助金

この制度は、住宅の効果的な雪処理を促進し、住みよい生活環境をつくることを目的とするもので、町内に克雪住宅を建築又は既存の住宅を克雪式住宅に改良しようとする人に対し対象工事費の一部を補助するものです。

I. 補助を受けることのできる人

町内に克雪住宅を建築又は既存の住宅を克雪式住宅に改良しようとする人で、次の条件に該当する人です。

①当該住宅に現に居住しているか居住が確定している人で、その住宅を生活の本拠とする人。

②町税等の滞納がない人。

※既にこの補助金の交付を受けたことのある人及び住宅並びに既に補助金の交付を受けた住宅と同敷地に対象住宅がある場合は、補助金の交付ができないか、限度額との差額になります。

II. 補助の対象となる住宅

建築基準法等の関係法令に適合し、屋根雪を人力で下ろす必要のない、次のいずれかに該当する住宅です。ただし、法人の所有する住宅、別荘等の用に供する住宅、共同住宅は対象外となります。

※住宅とは主に居住の用に供する建築物で店舗併用住宅等の場合は、居住の用に供しない部分が全体の半分以下かつ50㎡以下の建築物をいいます。

①融雪式住宅 屋根に熱エネルギー・地下水の利用による融雪のための措置を講じたもの。

②耐雪式住宅 3.4m の積雪荷重に対し、安全であることが構造計算等により確認でき、かつ、雪庇対策を講じたもの。(積雪荷重は積雪 1m につき 300 kg/㎡)

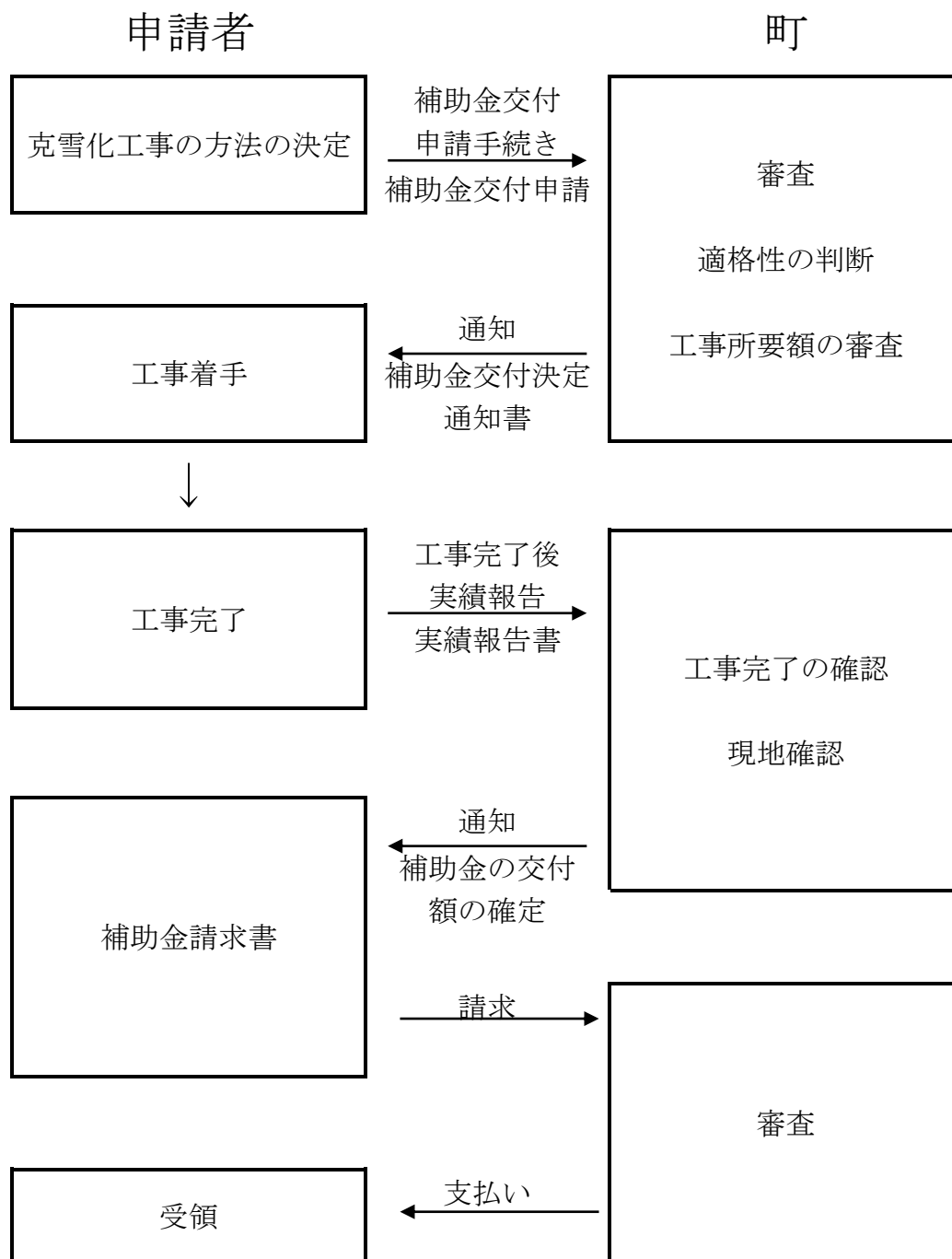
③落雪式住宅 屋根勾配を 25 度以上又は滑雪能力のある屋根材の使用により落雪するもの。ただし、落下する屋根雪の影響距離(屋根雪に関する指導要綱による。)を確保していること。

III. 補助対象工事費・補助限度額

補助対象工事費(限度額 250 万円)に別表 1 にあげる補助率(克雪住宅の種類により異なる)を乗じた額が補助金額となります(1,000 円未満は切捨て)。

別表 2 の要援護世帯に該当する方は、要援護世帯補助率となります。

IV. 補助金交付までの手続



V. その他

- ・補助金申込の受付期間は、4月1日から10月末日です。
- ・補助金を補助の目的以外に使用したとき、または不正行為があったときは、補助金の全額又は一部を返還していただく場合があります。
- ・対象工期は必ず補助金交付決定日から翌年2月末日までに完了してください。

※お問合せ先

湯沢町役場 地域整備部 建設課 TEL：025-784-4852

別表 1

克雪住宅の 種類	対象工事費	補助率	
		一般世帯	要援護世帯
融雪式	屋根融雪施設（構造）に要する全体工事費又は雪下ろしが 必要な住宅（以下「一般住宅」という。）より増加する建築 工事費。ただし、一般住宅より増加する建築工事費の算出が 困難な場合は、対象住宅の床面積に応じて、別表 3 に定める 額を当該費用とみなすことができる。	17.6% (26.4%×2/3) 限度額 44 万円	22% (26.4%×5/6) 限度額 55 万円
耐雪式	積雪荷重に対し安全な構造とするために、一般住宅より増 加する建築工事費。ただし、一般住宅より増加する建築工事 費の算出が困難な場合は、対象住宅の床面積に応じて、別表 3 に定める額を当該費用とみなすことができる。	13.2% (26.4%×1/2) 限度額 33 万円	17.6% (26.4%×2/3) 限度額 44 万円
落雪式	以下に掲げた各工事費の合計 1、屋根構造 滑雪能力のある屋根材（ステンレス鋼板、 フッ素樹脂塗装鋼板等）での施工により、一般的な屋根材（塗 装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板）より増加す る金額 2、屋根勾配差（一般住宅の勾配を 1.5/10 とし、建設する 屋根勾配との差）による小屋組及び足場設置・撤去等の増加 する金額 3、雪割りの設置費 4、高床形式の基礎 高床式住宅とするため、一般住宅よ り増加する基礎工事費。ただし、高床式とは、原則として基 礎を一体の鉄筋コンクリート造とし、当該基礎の地盤面上の 高さを 1.5 メートル以上としたもの（建築基準法上、床下部 分が床面積に算入されるものを除く。）とする。 5、落雪が敷地外に飛び出すのを防止するためのフェンス や壁の設置等に要する工事費 6、落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイ ラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費		

備考 改良の場合にあつては、克雪化に要する全体工事費を対象工事費とする。

別表2

要援護世帯の定義	
1 高齢者世帯	<p>ア 世帯全員が満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む）</p> <p>イ 満 65 歳以上の高齢者と満 18 歳以下の児童（18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象）のみで構成されている世帯</p> <p>※ア、イとも介護保険の受給者については満 60 歳以上とする。</p>
2 身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の級別が 1 級から 6 級に該当する者である世帯
3 精神障がい者世帯・知的障がい者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級が 1 級から 3 級に該当する者、あるいは、知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳、又は知的障害者判定機関の判定書を持っている者である世帯
4 ひとり親世帯	世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの、又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満 18 歳以下の児童（18 歳に達した以降最初の 3 月 31 日までの児童を対象）である世帯
5 その他	1～4 の条件が複合していると町長が認める世帯

別表 3

床面積 (㎡)	額 (円)	床面積 (㎡)	額 (円)	床面積 (㎡)	額 (円)
5 未満	0	45～50	881,000	90～95	1,763,000
5～10	98,000	50～55	979,000	95～100	1,862,000
10～15	196,000	55～60	1,078,000	100～105	1,959,000
15～20	294,000	60～65	1,174,000	105～110	2,057,000
20～25	391,000	65～70	1,274,000	110～115	2,155,000
25～30	490,000	70～75	1,371,000	115～120	2,253,000
30～35	589,000	75～80	1,469,000	120～125	2,351,000
35～40	686,000	80～85	1,568,000	125～130	2,448,000
40～45	791,000	85～90	1,666,000	130 以上	2,500,000